

## 令和5年度 三豊市こどもの居場所づくり活動助成金交付要綱

### 1. 目的

「地域の中で、子どもが気軽に立ち寄ることができ、孤食を防ぐとともに様々な人々との関わりを通じて自分の居場所と感じができるような場をつくること」を目的にした活動に対して、助成金を交付する。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会

### 3. 助成の条件

以下の条件を全て満たしている居場所づくり活動に対して助成金を交付することができる。

- (1) 子どもの積極的な参加への働きかけがあること。
- (2) 市内の子どもが誰でも利用できること。
- (3) 1回あたり2時間以上、1月に1回以上開催すること。
- (4) 実施主体が団体もしくは3名以上のグループであること。尚、公的機関が実施する事業もしくは公的機関から助成等を受けて実施する事業は対象外とします。
- (5) その他、この要綱に沿った活動であること。

### 4. 助成対象経費

食材料費、諸謝金、旅費交通費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、手数料、保険料、その他本会が認めるもの

### 5. 助成金額

- (1) 助成金額の上限 月額1万円以内、年額12万円以内
- (2) 助成総額 120万円

### 6. 申込の方法

- (1) 助成金の交付を受けようとする者は、第1号様式による助成金申請書に必要事項を記入の上、当会窓口（本所・支所）に提出すること。
- (2) 申込期間は、令和5年4月3日から令和6年1月末日までとする。
- (3) 助成総額に達した場合、申込期間中であっても募集を締め切る。

### 7. 助成の審査・決定

助成の審査は本会で行い、予算の範囲内で助成事業及び金額を決定する。

### 8. 対象外活動

次に掲げる経費・事業に対しては、当助成事業の対象外とする。

- (1) 団体・グループの運営経費
- (2) 政治活動または宗教活動を主な目的としているもの

- (3) 営利を目的としているもの
- (4) 暴力団（暴力団員における不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が意思決定に関与し、または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるもの

## 9. 助成金の交付

助成金は、助成金交付決定通知を行った後、第2号様式の請求書の提出を受けて交付する。また、同一団体・グループでの申請は3年を限度とし、助成終了年度以降、少なくとも1年は事業を継続しなければならない。

## 10. 事業実績報告書の提出

助成決定を受けた団体・グループは、第3号様式による事業実績報告書に所定の書類を添付して、令和5年度の活動終了後1ヶ月以内に当会窓口（本所・支所）に提出しなければならない。また、事業実績報告書の提出以外にも実施状況についての問い合わせがあるときは応じなければならない。

## 11. 助成金交付決定の取り消し及び助成金の返還

次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成金交付決定額の全部または一部を返還しなければならない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 助成年度における事業活動終了時、支出決算額が助成金交付額に達しなかった場合

## 12. 助成事業の広報

助成事業については、ホームページ及び広報（しちふく等）に掲載・報告する。

## 13. その他

この要綱は、年度を単位として見直しを行うものとする。